

近代経済学双書 6 財政学 早見 弘 著

伊達邦春・柏崎利之輔 責任編集

6

財 政 学

早見 弘 著

同 文 館

・著者紹介・

はや み ひろし

早見 弘

1930年生れ。

小樽商科大学を経て、一橋大学大学院商学研究科修士課程修了。

小樽商科大学商学部教授。

《検印省略》

昭和55年9月25日 初版発行

略称—近経⑥財政

近代経済学双書 6

財 政 学

定価 ㄮ1,800

著 者 早 見 弘

発行者 中 島 朝 彦

発行所 同文館出版株式会社

東京都千代田区神田神保町1-41 〒101

電話(東京)294-1801〜6 振替東京0-42935

© H. Hayami

印刷・製本：東洋経済印刷

Printed in Japan 1980

ISBN 4-495-41581-6

『近代経済学双書』の刊行にあたって

近代経済学を10の分野に分けて、その全貌をできるだけ平明に解明しようとするのが、本双書の主たる狙いの1つである。初めから終りまで1人の執筆者によって論述された著作の場合、文体や叙述が言葉の正しい意味において統一されており、したがってそのような著作は読者にとって最も読み易い形のものと言えよう。この点を考慮して、本双書を、各巻とも1人の執筆者による著作という形で、編さんするに至ったのである。

新しい理論を展開することには、もちろん大きな魅力がある。しかし同時に、新しい理論の背後に横たわっている理論の歴史も、見逃すことのできない関心事である。本双書ぐらいの分量のなかで、この魅力と関心事の両者を巧く斉合させて表明することは、必ずしも容易ではない。それにもかかわらず、敢てこれを試みようとするのが、本双書のもう1つの主たる狙いである。

現代における経済学は、いま非常に重要な曲り角に来ており、近代経済学もちろんその例外ではない。このように経済学について改めて考え直してみなければならない時機に、本双書が経済学に興味をもち、経済学について考えてみようとする人たちに多少なりとも役立ってくれるならば、編集者としての願望これに過ぎるものはない。

1980年2月

『近代経済学双書』責任編集者

伊達 邦 春

柏 崎 利之輔

は し が き

近年わが国の財政危機を契機として、財政問題にたいする人々の関心が高まっている。最近の財政危機は、財政支出が制度的・構造的に増大を余儀なくされている反面、石油価格の高騰によって減速を迫られた日本経済の成長が、十分な租税収入を生み出すにいたらず、毎年多額の公債発行によって財源をまかなわざるをえない事態に追い込まれたことに起因している。制度的・構造的な財政支出の増大は、1つには社会保障制度の充実による歳出の膨張、2つには景気対策としての財政にたいする依存度の増大等によるものであり、財源難を理由にいまそれらの再検討が叫ばれている。

本書はこれらの財政問題に、基礎的理解を与えることを狙いとして書かれたものである。基礎的理解とは、元来、財政学の伝統的課題であった租税政策論に止まらず、財政支出の基礎理論である公共財の理論をはじめ、租税帰着の一般均衡分析、財政政策のフレームワークなどについても、最近までの理論の成果をとり入れて述べている。また、理論だけに偏ることなく、財政史や租税史を顧みることによって、理論と歴史の総合的理解に努めた。ただ紙幅の制約もあって、現代財政の諸問題を洩れなくカバーすることはできなかった。本書で扱わなかった問題としては、費用・便益分析、社会保障の理論と制度、租税の各論などがあるが、それぞれの導入部分について各所にふれておいたつもりである。

本書は最近10数年間にわたる筆者の財政学講義，折にふれて発表してきた寄稿論文にその淵源があるが，近代経済学双書の一冊として採択され，執筆の機会を与えて下さった伊達邦春ならびに柏崎利之輔の両教授に厚く謝意を表したい。勤務先の先輩であり同僚でもある麻田四郎教授は，筆者の質問に時間を割いていただいたばかりでなく，絶えず激励して下さった。また，同文館出版出版部の伊藤実枝子さんは，職務上の編集技術を最大限に活用され，本書の完成に力を貸して下さった。これらの御厚情に厚くお礼を申し上げたい。

思えば，筆者が学窓を出ていらい，幾多の諸先生，諸先輩から教示を受けてきた。いちいち芳名をあげることは差控えるが，ここにささやかな一書を捧げて報恩のしるしとしたい。

1980年 8 月

早 見 弘

目 次

序 章 ————— 3

財政学 3 財政学の系譜 3 本書の構成 5

第1章 日本財政の長期分析 ————— 9

1 日本における政府の役割と財政 …………… 9

近代国家創設期の政府と財政（明治元年～明治22年） 10 明治後半期の財政（明治23年～大正3年） 13 第1次世界大戦から昭和初期の財政（大正4年～昭和6年） 15
 満州事変から太平洋戦争終結までの財政（昭和6年～昭和20年） 17 戦後の混乱から経済の自立へ（昭和20年～昭和29年） 18
 高度経済成長期の財政（昭和30年～昭和40年） 19 国債発行と福祉充実政策の財政（昭和40年以後） 20

2 財政規模の長期趨勢…………… 22

全政府支出の動向 22 経費膨張の法則
 29 経費膨張の原因 32 転位効果 35

3 政府活動と経費構成…………… 41

経費分類の基準 41 国の経費構成 44

地方団体の経費構成	46	財政支出の経済的構成	50
-----------	----	------------	----

第2章 予算政策の目標 ————— 53

1 予算政策の目標……………53

資源配分の調整	55	所得分配の調整	60
経済安定と成長の調整	68		

2 予算政策の政府間分担……………73

中央・地方政府と資源配分目標	73	中央政府と所得分配および経済安定目標	78
----------------	----	--------------------	----

第3章 公共財の理論 ————— 81

1 公共財の理論……………81

公共財の性質	82	ボウエン・モデル	86
サミュエルソン・モデル	88	準公共財と政治的要因	92

2 集合的選択の理論……………97

公共財供給の最適条件と全会一致ルール	98
表決ルールの選択	100
投票のパラドックス	102
単峰型選好と多数決	106

第4章 租税の規範理論 ————— 109

1 租税論の課題…………… 109

租税の目的と作用	109	租税収入の発達	
租税原則	124		

2 利 益 説	132
アダム・スミスの租税原則	133 近代的
利益説	136 リンダールの自発的交換理
論	138 多数決による予算決定 144
3 能 力 説	149
公平概念と担税力の指標	150 累進税の
構造	157 ワーグナーの租税原則 161
犠牲説	169 社会最小価値説 173
第5章 租税の実証理論	175
1 課税の中立性	175
直接税と間接税の厚生効果	175 所得税
と勤労努力の調整	180 投資の調整 187
2 租税の転嫁と帰着	194
租税の転嫁と帰着	194 部分均衡分析
199 一般均衡分析——ハーバーガー・モ	
デル——	205
第6章 経済安定と財政政策	221
1 財 政 政 策	221
経済安定の目標と財政政策	221 財政収
支の乗数効果	227 予算制約式をふくむ
財政乗数	234 IS-LMモデルと調整過程
238	

2 公債と国債管理	245
公債の種類	245
公債の役割と公債負担	
250 国債管理	254
参 考 文 献	259
事 項 索 引	265
人 名 索 引	270

財 政 学

序 章

財 政 学

財政学 (Public Finance) は政府活動の貨幣収支を分析の対象とする。政府は国全体を管轄する中央政府と、特定の地域を対象とする地方政府に分かれて統治活動を営んでいる。これらの政府の統治活動の貨幣的側面または統治活動の金銭的収支をさして財政という。近代立憲国家における統治活動は、法律を制定して準則や規制を設け、それを実施するために行政活動を必要とする。また準則や規制に解釈の相違が生じたり、規則に違反が生じると司法による裁決が必要になる。財政学はこれらの立法・行政・司法にわたる統治活動が貨幣支出を通じて実施されていく過程ならびにその貨幣の調達方法を対象とする。

統治活動の貨幣収支を扱うものとしての財政学は、その起源から支配体制の実践的統治技術を主要内容としたものであったことは否定しえない。いま簡単に財政学発展の跡をたどって、その特徴をつかむことにしよう。

財政学の系譜

財政学はその源流の1つとして、17, 18世紀におけるドイツ重商主義時代の領邦国家経営策に出発点をもっている。王室の官房行政、国庫行政を中心とした富国のための経営論策は、官房学とよばれて

財政学の父となった。官房学の伝統のもとにあったドイツ財政学は、国家有機体説を掲げ、啓蒙専制国家体制の官僚行政に実践的知識を与えた。予算、経費、租税、公債、手数料の各論は、それらの制度形成の趣旨、分類と定義、あるべき政策の規範的叙述に満たされ、制度の運営にあたる人々にゆるぎない理論的基礎を提供した。われわれが今それを読むとき、官僚による財政運営の準則が明治人の気骨と強固な信念をもって語られているのを知ることができる⁽¹⁾。このようなドイツ財政学の潮流は、財政学を機能的・実証的分析に導くというよりは、政策論的・制度論的色彩の強い内容をもつにいたらしめた。現代財政学で政策論や制度論に重点をおいた著作があるのも、この学問の伝統がしからしめるところである⁽²⁾。

一方、われわれは財政学の母としてイギリス古典派経済学の流れを忘れることはできない⁽³⁾。イギリス古典派経済学はその政策的主張として自由主義経済を唱え、重商主義政策とは鋭く対立する。しかし、自由主義を唱えたとしても、国家活動は全く無用とされたのではなく、市場経済の運行を体制的に維持するための外部経済活動に限定したのである。国防、司法および社会資本の建設が国家の任務であるとし、国家が直接営利活動を営むことには否定的であった。古典派経済学における財政論は、市場の財貨サービス取引に与える租税の衝撃が最終的にどのような帰着を示すかを中心的な課題とする。その分析はドイツ財政学の制度的・規範的論述と対比して、著

(1) 滝本美夫解説『ワグナー氏財政学』（同文館、1905年）。

小川郷太郎・汐見三郎『全訂・財政学』（有斐閣、13版、1942年）。

(2) 井藤半彌・木村元一補訂『財政学』（千倉書房、13訂版、1980年）。

(3) アダム・スミス、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』第4分冊（岩波文庫、1966年）。

しく因果論的であり、機能的である。その中心的課題は租税転嫁論に集約される経済理論の租税論であって、公平な租税構造の叙述というよりは、租税は市場的均衡状態を攪乱する外部的ショック要因として扱われている。

現代財政学にとって最後の、そして最新の問題領域はケインズによって創始され、ハンセン、ラーナー等が開発したフィスカル・ポリシー論である⁽⁴⁾。そこでは経済における政府の役割が、国民経済を安定化し適度な成長経路を維持するような平衡輪として捉えられていた。この見解はドイツ財政学にも、またイギリス古典派経済学の流れに立つ財政学にもみられなかった斬新な創見であった。財政支出は軍事費、司法費、公共事業費等の個々の費目としてではなく、総需要を構成する政府の財貨サービス購入として巨視的に捉えられ、租税も可処分所得を調整する役割をもつものとして考えられている。それらは巨視的国民所得分析のその他の行動方程式とともに、国民所得決定に参加し、政策変数の主要なものとなって所得水準の調整に働く。このように捉えることによって、われわれは財政の規模や課税水準が国民経済の運営に密接に関連することを知ることができた。

本書の構成

本書は以上のような財政学の3つの流れに沿って、現代の研究状況をふまえて平易なまとめを試みている。第1章では混合経済における政府の役割を、わが国明治維新らしいの財政史を顧みながら論

(4) J.M. ケインズ、塩野谷九十九訳『雇傭・利子および貨幣の一般理論』(東洋経済新報社、1941年)。

述し、その数量的事実にもられる特色を述べている。従来、混合経済という用語にたいして、現代資本主義の特色を捉えるには歴史的な性格を無視したあまりにも平板な概念であるという批判があったが、財政史に依ることによって、政府活動の発展を時代に即応したかたちで描いたつもりである。この方法はそれに続く財政規模の数量史的接近にとっても、有用な解釈を与えることができる。現代財政学の課題の1つは、統計的事実のなかから政府行動に関する仮説を導くことにあると考えられるが、数量史的日本財政の跡づけもそれを狙ったものである。

第2章は理論的レベルから財政の経済的役割を3つの目標のもとにまとめたものである。多部門的予算政策という扱いは、マズグレイヴの創見によるものであるが、資源配分、所得再分配および経済安定の3つの目標のもとに財政収支がどのようにかわりあっているかを述べる。続いてこの3目標を中央・地方の複数レベルの政府に管理させた場合、どのレベルの政府がどの目標を追求するのが効率的かを論じる。この問題は行政機能の政府間配分として、行政学で論じられたことがあるがここでは財政学からの解答が用意されている。

第3章は1954年のサミュエルソンの論文いらい、60年代を通じ今日にいたるまで論じられてきた公共財の理論を扱っている。公共財の理論は多分に意味論的性格が強く、今日にいたるまで決着をみたとはいえないが、本書ではその1つの解釈として等量消費と非排除性を中心とした公共財の特性を述べている。しかし、それのみに止まらず公共財に準じた政府サービスの論拠も述べている。あるサービスを政府が提供しようとする場合、つねにその「公共性」が叫ば

れる。では公共性とはなにかと問うならば、民主主義体制にあるわが国では世論の動向とその政治的決定によって形成されるという外はないであろう。ここに財政学が政治とかかわりあう重要な接点がある。しかし、政治といっても、本書で扱ったのは実際政治ではない。民主主義政治の決定方法としてしばしば用いられる投票にかかわる一面をとりあげている。

第4章は租税の規範理論という表題の下に、租税原則論を扱っている。これは租税の学としての財政学にとって、伝統的問題領域である。ただ即座に利益説、能力説の二大潮流にすすむことなしに、租税が経済発展の段階に応じた所得発生其主要形態に依存する収入であることを示すために、わが国における国税収入の構成図に依拠して、主要な税制改革を跡づけてみた。これによって租税体系というものがただ理念的に形成されるものではなく、所得分配形態や消費の態様に応じて消長するものであることを示した。そうであるからといって時代の流れにまかせたまま税制は進展するのではない。租税政策の原点は公平な税負担にあり、その解釈をめぐる利益説と能力説が導かれる。利益説はアダム・スミスに始まりリンダールに終わっているが、公共財理論をうけて税負担と投票による予算案の決定にふれておいた。租税政策論としてより応用面が広いのは能力説である。能力説は担税能力に応じて負担すればよいとするものの、実践的には担税能力の指標としての所得概念や垂直的公平を実現するための累進税構造を明示する必要がある。詳述すると所得税、法人税、消費税、資産税等の税目の実際に及ばなくてはならぬところであるが、規範理論としては租税原則学説史の一端に止まらざるをえなかった。